

令和元年厚木市農業委員会 6月定例総会議事録

日 時 令和元年6月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時15分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 松 前 進 2番 市 川 和 典

3番 小 塩 仁 5番 山 川 宏 司

6番 井 上 謙 治 7番 難 波 博 文

8番 野 口 政 夫 9番 三 橋 澄 夫

10番 木 原 淳 子 11番 飛 川 雄 治

12番 早 川 曉(会長職務代理者)

欠席者 4番 臼 井 スミ子

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について(報告17件)
- 2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(報告10件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について(報告3件)
- 5 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)
- 6 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- 7 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件)
- 8 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について(21件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

臼井スミ子委員から欠席の届出があります。

これより、令和元年厚木市農業委員会 6月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、9番の三橋澄夫委員と10番の木原淳子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、5月13日から6月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で5件、10筆、面積は3,752平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で12件、19筆、面積は3,843.07平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、29筆、面積は7,595.07平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたし

ます。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月13日から6月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は7人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は28筆、面積は8,916.41平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知について」、御報告いたします。報告する案件は1件でございます。

土地の所在地は三田字天神上4筆、地目は畑、合計面積は3,411平方メートルでございます。

借人は王子2丁目にお住まいのAさん、貸人は三田にお住まいのBさんです。

貸人の都合により、令和元年5月25日に合意解約されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。

御報告する案件は3件でございます。

1番でございますが、申請者は、三田にお住まいのCさんでございます。

申請地は三田字川端2筆、地目は田、合計面積は758平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、昭和63年に一部のみ農地転用許可を受けましたが、平成元年頃に土地全体を事業者資材置場として貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度の固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、5月28日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、上荻野にお住まいのDさんでございます。

申請地は上荻野字浅間原1筆、地目は畑、面積は300平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和2年頃に住宅を建築し、昭和41年及び昭和46年に増築を行い、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、5月30日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、下荻野にお住まいのEさんでございます。

申請地は上荻野字浅間原1筆、地目は畑、面積は83平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和57年3月に物置を設置し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、6月7日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました飛川委員及び難波委員から報告をお願いします。

<飛川委員>

1番について説明いたします。

これらの土地につきましては、昭和63年に一部のみ農地転用許可を受けましたが、平成元年頃に土地全体を事業者資材置場として貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<難波委員>

2番及び3番について説明いたします。

2番でございますが、この土地につきましては、昭和2年頃に住宅を建築し、昭和41年及び昭和46年に増築を行い、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番でございますが、現地を確認したところ、この土地につきましては、昭和57年3月に物置を

設置し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字天神上1筆、地目は畑、面積は785平方メートルです。

受人は三田にお住まいのFさんで、渡人は三田にお住まいのBさんです。

本申請は、学校給食センター移転に伴う代替地取得のための売買による所有権移転です。

苗木ほ場の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラック等。

労働力につきましては本人、妻及び子の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は2,434平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は下古沢字竹ノ花1筆、地目は畑、面積は522平方メートルです。

受人は、下古沢にお住まいのGさんで、渡人は下古沢にお住まいのHです。

本申請は、都市計画道路厚木環状3号線高架事業に伴う代替地取得のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は3,341平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程5、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することに決しました。

〈議長〉

次に、日程6、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈副主幹〉

ただいま議題となりました、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は関口字上原1筆の一部、地目は畑、面積は573平方メートルの内495平方メートルです。

申請人は、関口にお住まいのIさんです。

本申請は、車両置場及び資材置場設置のための許可申請です。

申請人は、関口に本店を置き、自動車及び自動車部品販売業を営むJ株式会社から、事業拡大により現在借用している車両置場及び資材置場が手狭となったことから、事業所から近距離にあり管理がしやすい上、国道129号線に近く、利便性及び費用対効果が十分見込めるため、申請地を車両置場及び資材置場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の北側及び東側は道路、南側は畑、西側は宅地となっております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅5.9メートルの土間コンクリート打ちにて設け、敷地内を砂利敷し、14台分の車両置場及び車両部品資材置場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、北側の出入口以外は、南側及び東側に高さ1.5メートル程の鋼板を新設、西側は既設の鉄筋コンクリートブロック1段及び高さ1メートルの既存フェンスを利用する計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は市街化区域から300メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきま
しては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないと判断され
ます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<飛川委員>

土地利用計画図を確認したところ、バッテリー20個ほかと記されていますが、防水シート等で保
護するというのでしょうか。

また、バッテリーを置くのに防水シートのみでの保護で十分なのか教えてください。

<副主幹>

代理人に確認したところ、バッテリーは雨ざらしにできないが、調整区域なので建物を建てられ
ないことからやむを得ず防水シートで包むとの回答でした。

<飛川委員>

しかし、調整区域であってもどの業者も屋根くらは作っています。そんな杓子定規ではなく、
安全を図るための措置を取るべきではないでしょうか。

<副主幹>

調整区域ですので、都市計画法の規制がかけられています。屋根のある施設を作ってしまうと都
市計画法違反になります。

しかし、申請地の南側には農地がありますので、液漏れ等が起こらないように適切な管理を行う
よう、代理人を通じて指導を行います。

<飛川委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員
の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

次に、日程 7、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈副主幹〉

ただいま議題となりました、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 3 件でございます。

1 番でございますが、対象となる農地の所在は下古沢字竹ノ花 1 筆、地目は畑、面積は 800 平方メートルです。

受人は下古沢にお住まいの G さん、渡人は下古沢にお住まいの H さんです。

本申請は、所有権移転による農家住宅移転のための許可申請です。

受人は、下古沢で 3,341 平方メートルの農業経営を行う農業者で、現在の住居が都市計画道路厚木環状 3 号線事業に伴う収用対象地となったことから、申請地に農家住宅を移転しようとするものです。

農地区分は、小鮎地区市民センターから 445.11 メートルの距離に位置する第 2 種農地です。

建築面積 104.34 平方メートル、延床面積 146.56 平方メートルの 2 階建て木造家屋の建設を予定しております。

申請地の北側及び西側は道路、南側は畑、東側は宅地となっております。

隣接地への被害防除措置として、敷地内を転圧し、南側にコンクリートブロック 1 段積を新設する計画となっております。雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、隣接地に被害を及ぼさないように注意を払うことが申請書類に記載されており、また、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、都市計画法に基づく開発許可申請につきましては、許可不要として扱われる案件となっております。

2 番でございますが、対象となる農地の所在は三田字鍛冶浦 1 筆、地目は田、面積は 458 平方メートルです。

受人は相模原市南区新磯野 4 丁目の株式会社 K、代表取締役 L さん、渡人は三田にお住まいの M さんです。

本件は所有権移転による駐車場への転用許可申請です。

受人は、相模原市南区新磯野4丁目に本店及び三田地区に支店を置き、冷暖房設備工事業を営む法人で、申請地の隣接地に資材置場及び従業員用の駐車場を所有しておりますが、受注が増加しており、資材置場のスペースが不足してきたことから、現在駐車場として使用している隣接地を資材置場とし、申請地を駐車場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の北側は道路、西側及び東側は水路、南側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側にアスファルト舗装にて設け、道路境界にグレーチングを新設し、雨水浸透柵を敷設する計画です。また、敷地内の法面の勾配を30度以下とした上で、砂利敷し、車両10台分の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側の法面上部に高さ10センチメートルの鋼板を新設、東側に高さ1.8メートルのネットフェンスを新設、南側法面上部に高さ10センチメートルのコンクリートブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから240.68メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に3番でございますが、対象となる農地の所在は上荻野字王子原11筆、地目は畑、合計面積は、9,744平方メートルの内8,780.88平方メートルです。

受人は東京都中央区日本橋室町1丁目のN株式会社、代表取締役Oさん、渡人は上荻野にお住まいのPさん、同所にお住まいのQさん、上荻野にお住まいのRさん、同所にお住まいのSさん、上荻野にお住まいのTさん及び宮の里1丁目にお住まいのUさんです。

本件は、所有権移転及び賃借権設定による資材置場への転用許可申請です。申請地11筆の内、8筆が所有権の移転、3筆が賃借権の設定をするものです。

受人は、東京都中央区日本橋室町1丁目に本店を置き、土木建設業を営む法人で、関東、東海及び東北での建設大型プロジェクトに多数参画しており、今後も受注が増加傾向にあり、資材置場の不足が見込まれることから、交通アクセスの良い厚木市を関東の拠点とするため、資材置場として利用できる土地を探していたところ、現在上荻野にある自社の資材置場や各高速道路インターチェンジに近く、大型の水槽タンクといった資材を置くための面積が確保でき、周辺に住宅が密集していない当該地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側は畑、南側は道路及び畑、西側及び東側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、申請地は東側が高くなっており、西側にかけて約5メートル高低差があり、最大3メートルの切土及び最大1.5メートルの盛土をし、置場内の高さを揃える計画となっております。また、幅10.5メートルの出入口を西側に透水性アスファルト舗装にてスロープで設け、敷地内は砂利敷にて整地することとなっております。水槽タンクやハッチタンクの置場とします。

隣接地等への被害防除措置として、西側に高さ1.5メートル、出入口スロープ部分については高さ1メートルから2メートル、南側に高さ1.5メートルから2メートルの鉄筋コンクリート擁壁を設置

し、緑地帯部分については波板鋼板を新設します。東側及び北側の一部は緑地帯を設け、北側の隣接地より高くなる部分及び南側についてはコンクリートブロック3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

また、敷地内に40トンの防火水槽を設置いたします。

農地区分は市街化区域から300メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

なお、申請地内に厚木市市民農園荻野ファミリー農園がございますが、閉園について利用者と協議が整い、令和元年7月31日をもって閉園となります。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

また、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、平成31年1月16日に、役員及び地元農業委員である野口委員と事務局職員で現地確認を行っております。

なお、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当をも

って県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は21番までございますが、1番につきましては、井上委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので井上委員の退室を求めます。

〔井上委員退室〕

<議長>

それでは、日程8、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」の1番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の1番について、御説明申し上げます。

1番でございますが、借人は上依知にお住まいのVさんで、申出地は上依知字田中2筆、同字舞台2筆及び同字中河原1筆、地目は田、合計面積は4,145平方メートル。利用目的は水稲。3年間の使用貸借権の新規及び更新設定でございます。

なお、1番について農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決

定されました。

ここで井上委員の入室を認めます。

〔井上委員入室〕

〈議長〉

それでは、日程 8、議案第 29 号「農用地利用集積計画の決定について」の 2 番から 21 番についての事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第 29 号「農用地利用集積計画の決定について」の 2 番から 21 番までを御説明申し上げます。

2 番でございますが、借人は飯山にお住まいの W さんで、申出地は下古沢字谷ノ前 2 筆及び同字鶴マキ 1 筆、地目は田、合計面積は 3,779 平方メートル、利用目的は普通畑、9 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

3 番でございますが、借人は関口にお住まいの X さんで、申出地は関口字長坂 1 筆及び同字西河原 1 筆、地目は田、合計面積は 2,002 平方メートル、利用目的は水稲、9 年間の賃借権の新規設定でございます。

4 番でございますが、借人は及川 1 丁目にお住まいの Y さんで、申出地は上荻野字王子原 1 筆、地目は畑、面積は 2,101 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5 番でございますが、借人は上荻野にお住まいの Z さんで、申出地は上荻野字上之原 7 筆、地目は畑、合計面積は 4,727 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6 番及び 7 番でございますが、借人は三田にお住まいの a さんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

6 番でございますが、申出地は下荻野字牛久保 1 筆、地目は畑、面積は 867 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7 番でございますが、申出地は飯山字上ノ原 1 筆、地目は畑、面積は 1,190 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8 番から 10 番でございますが、借人は関口にお住まいの b さんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

8 番でございますが、申出地は下荻野字西四ツ谷 4 筆、地目は畑、合計面積は 3,038 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

9 番でございますが、申出地は棚沢字廣町 3 筆、地目は田、合計面積は 2,596 平方メートル、利用目的は野菜、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

10 番でございますが、申出地は下川入字十二ノ域 6 筆、地目は田、合計面積は 2,688 平方メートル、利用目的は野菜、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

11 番でございますが、借人は中依知にお住まいの c さんで、申出地は中依知字櫻樹 3 筆及び同字相模崎 6 筆、地目は畑及び田、合計面積は 5,419 平方メートル、利用目的は野菜及び水稲、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

12番でございますが、借人は中依知にお住まいのdさんで、申出地は中依知字前河原1筆、地目は田、面積は300平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

13番でございますが、借人は下荻野にお住まいのeさんで、申出地は三田字新田3筆、地目は田、面積は2,997平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

14番でございますが、借人は上荻野にお住まいのfさんで、申出地は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は1,088平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

15番でございますが、借人はまつかげ台にお住まいのgさんで、申出地は上荻野字上田尻1筆、地目は畑、面積は1,024平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

16番及び17番でございますが、借人は飯山の農事組合法人hで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

16番でございますが、申出地は飯山字千頭道上1筆、地目は田、面積は779平方メートル、利用目的は水稲、6年間の使用貸借権の更新設定でございます。

17番でございますが、申出地は飯山字上出處1筆、地目は田、面積は1,487平方メートル、利用目的は水稲、9年間の使用貸借権の更新設定でございます。

18番でございますが、借人は飯山にお住まいのiさんで、申出地は飯山字橋場1筆、地目は畑、面積は978平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

19番でございますが、借人は下古沢にお住まいのjさんで、申出地は下古沢字松ヶ枝1筆、地目は畑、合計面積は2,207平方メートルの内1,157平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

20番でございますが、借人は戸田にお住まいのkさんで、申出地は戸田字鴉町1筆、地目は田、面積は967平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃借権の更新設定でございます。

21番でございますが、借人は平塚市大神にお住まいのlさんで、申出地は戸田字大南2筆、地目は畑、合計面積は979平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、2番から21番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から21番までは、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」の 2 番から21番までは、原案のとおり決定されました。

〈議長〉

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年厚木市農業委員会 6 月定例総会を閉会いたします。

令和元年 6 月 25 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
